**民間企業等雇用（IJUターン選手確保）奨励金支給要領**

（目的）

第１条　トップクラスのアスリートを鳥取県内の企業等に雇用の仲介をすることにより鳥　取県の競技力の向上と発展を図るとともに、国体の男女総合成績（天皇杯）３０位台の　定着を目指すため、入賞可能な対象選手を確保する民間企業等に対して民間企業等雇用　奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において「正規雇用者」とは、雇用期間の定めがない雇用者であって、　１週間の所定労働時間が３０時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の　１週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

２　この要領において「会長等」とは、鳥取県体育協会会長、又は専務理事をいう。

（対象となる求職者の要件）

第３条　奨励金の対象となる求職者は、次の各号のいずれにも該当する求職者とする。

　（１） 全国レベルで優秀な成績をおさめている大学生を中心としたトップアスリート （選手兼指導者）で、就業したい業種や職種等を「鳥取県ＩＪＵターン選手登録票」　　　（以下「登録票」という。）に登録している者

 （２）ハローワーク、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構又はその他の職業紹介事業　　　所（以下「ハローワーク等」という。）に求職登録している者

（支給対象事業主の要件）

第４条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）　が次条に掲げる対象労働者を新たに正規雇用者として雇い入れ、及び雇い入れの日から　起算して６月以上継続して雇用した場合で、会長等の支給決定を受けた場合に予算の範　囲内で当該対象事業主に対して支給するものとする。

（１）次のいずれかの事業主であること。

　　　ア 鳥取県内の市町村及び民間企業の事業主

　　　イ　その他会長が特に必要があると認めた事業主

　（２）雇用保険の適用事業の事業主であること。（地方公共団体を除く。）

　（３）対象労働者を県内に所在する事業所で雇用した事業主であること。

　（４）第３条に規定する要件に該当する求職者をハローワーク等の紹介により、対象労　　　働者として雇い入れた事業主であること。

　（５）他県で雇用されていたか又は雇用されている求職者を雇用する場合、送出企業の　　　親会社、子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則　　　（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に定める親会社、子会社及び関連会社をい　　　う。）に該当しない事業主であること。

　（６）賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納簿、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備　　　え付け、鳥取県体育協会の要請により提出することができる事業主であること。

（対象労働者に係る要件）

第５条　奨励金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次のいず　れにも該当する正規雇用者とする。

　（１）県内に在住する正規雇用者（対象事業主に雇用されており、県外支店等で勤務する正規雇用者を含む）

　（２）平成２６年４月１日以降に新たに雇い入れた正規雇用者

　（３）６月を超えて対象事業主に雇用された正規雇用者

（支給限度額）

第６条　奨励金の支給額は、対象労働者１人につき１００万円を限度とし、雇い入れの日　から起算して６月を経過するごとに５０万円ずつを支給する。

（対象労働者の正規雇用の報告）

第７条　対象労働者を新たに正規雇用した対象事業主は、雇い入れの日から起算して１月　以内に正規雇用報告者（様式第１号）を会長等に提出しなければならない。

（支給申請期間）

第８条　対象労働者に対する奨励金の支給の申請は、対象労働者の雇い入れの日から起算　して６月を経過した日及び１年を経過した日からそれぞれ６月以内に行うものとする。

（支給の申請方法）

第９条　奨励金の申請を行う対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、民間企業等　雇用（IJUターン選手確保）奨励金支給申請書（対象労働者の雇用の日から６月経過後　の申請は様式第２号、１年経過後の申請は様式第３号。以下「支給申請書」という。）　に次に掲げる書類を添えて会長等に提出しなければならない。

　（１）ハローワークが発行した紹介状又は公益財団法人鳥取県ふるさと定住機構、その　　　他職業紹介事業者が発行した職業紹介証明書

　（２）対象労働者に係る次のアからエまでに掲げる書類

 ア 対象労働者個別表 （様式第４号）

イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇い入れ　年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇い入れ通知書又は　雇用契約書の写し

エ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し

　（３）対象労働者が雇用される事業所の就業規則

　（４）対象労働者の雇い入れの日の前日から起算して６月前の日から支給申請日までの　　　間に離職した雇用保険の被保険者である労働者の氏名、離職年月日、離職理由が明　　　らかにされた労働者名簿等の写し。ただし、既に提出している場合であって、その　　　後変動のあったときは、当該変更に係るものに限る。

　（５）前各号の他、会長等が必要と認める書類

（支給の決定）

第１０条　会長等は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯　誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理す　る。

２ 会長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認め　られるときは奨励金の支給を決定するものとする。

３ 会長等は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業　主に対して、民間企業等雇用奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第５　号、不支給の場合は様式第６号）により、当該申請書を受理した日から６０日以内に通　知するものとする。

４ 会長等は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金　融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（不支給の要件）

第１１条 対象事業主からの申請であっても、会長等は、次の各号のいずれかに該当する　場合は奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

（１）申請事業主が、対象労働者の雇入れ日の前日から起算して６月前の日から奨励金の　　支給決定日までの間において、雇用する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合に　　より解雇した場合（対象労働者が自己都合等により退職した場合は除く。）

（２）対象労働者の雇入れの日の前日から起算して２年前の日から奨励金の支給決定日ま　　での間において、法令等に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限　　る。）があると認められる場合。

２　前項に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められ、奨励金を支給することが　適切でないと会長等が判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないことができ　るものとする。

（１）賃金の支払が行われていない場合

（２）その他適正な雇用管理を行っていない場合

（３）労働者派遣契約又は請負契約（以下「労働者派遣契約等」という。）に基づき派遣　　労働者又は請負労働者（以下「派遣労働者等」という。）が行っていた業務を、自己　　が雇用する行わせるため、労働者派遣契約等を解除して対象労働者を新たに雇用した　　場合で、労働者派遣契約等の解除に伴い派遣労働者等が離職を余儀なくされた場合

（暴力団等の排除）

第１２条 第１０条の規定にかかわらず、会長等は、申請事業主が次の各号のいずれかに　該当する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号　　以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団　　員と密接な関係を有するもの。

（奨励金受給後の報告）

第１３条　奨励金の支給を受けた事業主は、対象労働者を正規雇用した日から起算して１　年６月を経過した日から起算して１月以内に、「民間企業等雇用奨励金受給にかかる報　告書」（様式第７号）を提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、対象労働者を正規雇用した日から起算して１年６月を経過　する日以前に対象労働者が退職した場合は、対象労働者が退職した日から起算して１月　以内に、前項に定める報告書を提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第１４条　会長等は、奨励金の支給を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当する　場合は、「民間企業等雇用奨励金支給決定取消・返還通知書」（様式第８号）により、　当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部に　ついて支給決定を取り　消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

（１）偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

（２）支給すべき額を超えて支給を受けた場合

（３）対象労働者を雇入れた日から起算して１年６月を経過する日以前に事業主都合で解　　雇した場合

（調整）

第１５条　申請事業主が同一の対象労働者について、鳥取県から他の制度による類似の奨　励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

（その他）

第１６条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途公益財団法人鳥取県　体育協会会長が定める。

　　　附則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附則

　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。